

令和5年3月

総務財政委員会 報告資料

目 次

- | | |
|-----------------------------------|------|
| 1 福岡市DX戦略（原案）の概要（福岡市データ活用推進計画の改定） | … 1頁 |
| 【別添資料 1-1】福岡市DX戦略（原案） | |
| 【別添資料 1-2】福岡市DX戦略 実行項目集（原案） | |
| 2 福岡市の離島振興計画（案）について | … 3頁 |
| 【別添資料 2】福岡市の離島振興計画(案)（玄界島・小呂島） | |

総務企画局

1 趣旨・目的

- 社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、デジタル技術の飛躍的な進化に的確かつ迅速に適応しつつ、先進的なテクノロジーの活用など新たな発想と手法をもって挑戦し続けることが求められている。また、市民ニーズの多様化に対応するため、業務の効率化により生じた人的資源を、人のぬくもりが必要な分野でのきめ細かな対応や新たな行政課題の解決へ振り向けることなどにより、これからの時代にふさわしい市民サービスを実現していくことが必要である。
- こうした状況を踏まえ、市民の利便性の向上や業務の効率化を一層推進し、誰もがデジタル化の恩恵を実感できることを目指し、「福岡市データ活用推進計画」を「福岡市DX戦略」として改定するもの。

2 位置付け・計画期間

- 「政策推進プラン」、「行政運営プラン」、「財政運営プラン」を一体的に推進し、生活の質の向上と都市の成長のために必要な施策事業を推進していくにあたり、情報化政策の個別の計画として、重点的に取り組むべき内容を具体的に定めるもの。
- 計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間。
- 社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討する。別途、本計画に基づき具体的な実行項目を定めた上で、毎年度の進捗管理を行う。

3 取組方針

- 十分なセキュリティの確保のもと、デジタル技術やデータを積極的に活用し、
 - ・手続き等の利便性向上や日常生活等の課題解決
 - ・地域活動・経済活動の活性化や行政事務の効率化に取り組む。
- 「暮らし」、「まち」、「しごと」、「行政」の4つの観点のDXに、これらを支える「基盤」を加えた5項目を推進項目とし、これらの分類に沿って整理した具体的な取組み(実行項目)を推進する。

[推進項目]



4 推進項目

(1) 暮らしのDX



- 来庁の必要がない「ノンストップ行政」の実現に向けた行政手続きのオンライン化、市民サービスのデジタル化の推進
- 「プッシュ型」のサービスや支援の充実強化、データの連携により自治体間で情報が引き継がれる「データポータビリティ」の実現に向けた取組みの推進
- 誰もがデジタル技術による便利な市民サービスを活用できる環境づくりの推進

(2) まちのDX



- 市民、地域、企業、NPO、大学などとの連携・共働や、広域的な取組みの推進
- 分野横断的なデータ活用によるスマートシティの取組みの推進
- 民間事業者等のニーズなどを捉えたオープンデータの推進
- 地域の安全安心や防災などに関する情報配信の充実

(3) しごとのDX



- 中小企業等のDXの支援、デジタル人材が集まる環境づくりの推進
- 生産性の向上に向けた様々な分野での先進技術の導入、データ活用の推進

(4) 行政のDX



- DXを前提とした業務プロセスの見直しの推進
- AI、IoT等を活用した行政事務、インフラ管理等の効率化の推進
- データを活用した政策立案の推進、庁内の人材確保・育成の推進

(5) DXを支える基盤



- 業務システムなどのデジタル基盤の着実な整備・運営、マイナンバー制度やマイナンバーカードの利活用の推進
- 安全・安心の確保に向けた、データ活用に関するルールづくり、セキュリティ等の確保
- デジタル化・オンライン化を阻む「アナログ規制」など行政手続き等のルール見直し

個人情報等の適切な取扱い

- サイバーセキュリティに係る法令等に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するとともに内部監査、外部監査を毎年実施し、情報システムごとのリスクの評価、管理体制のチェックを行う。
- データの活用にあたっては、個人情報の保護の観点から、関係法令等に基づく適正な利用や、安全管理措置の徹底を図るとともに、外部委託が生じる際には、委託を受けた者に対し市と同等の責務を課すことにより、個人情報の適正な取扱いを確保する。

5 今後のスケジュール

令和5年 3月	4月	5月	6月
原案 総務財政委員会報告	パブリックコメント		成案議会報告

2 福岡市の離島振興計画（案）について

1. 福岡市の離島振興計画（案）の位置付け

- 「離島振興計画」は、離島振興法第4条に基づき都道府県が定める計画であり、国の離島振興基本方針を踏まえ、市町村が作成した計画案を基に策定することとされている。
- 福岡市の離島振興計画（案）は、同法に基づき、市町村が作成し都道府県に提出することとなっている「離島振興計画の案」として位置づけられ、玄界島・小呂島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定と福祉の向上等を図ることを目的とし、今後の施策の方向性等について示すもの。

国：離島振興基本方針 ⇔ 県：離島振興計画 ⇔ 市町村：離島振興計画の案

(北九州市、宗像市、新宮町、福岡市、糸島市)

2. 法改正の概要（令和4年11月18改正）

- 離島振興法は、昭和28年に議員立法として制定されて以降、10年毎に改正・延長が行われており、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して厳しい状況にある離島について、特別の措置を講ずることにより、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることなどを目的としたものである。
- 今回の法改正では、目的に「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点が追加されたほか、離島における医療や情報通信、介護サービス、交通、産業、教育、エネルギー等の分野における配慮規定の充実が図られている。

3. これまでの経過 及び 今後のスケジュール

- ・ 令和4年6月 通常国会での改正法案提出が見送られる
- ・ 令和4年7月 離島振興計画策定に係るワーキング会議（福岡県主催）
- ・ 令和4年10月 島民との協議を開始
 - 〔 玄界島： 10/20、11/29、1/20 計3回 〕
 - 〔 小呂島： 10/22、12/15、1/12 計3回 〕
- ・ 令和4年11月 離島振興法の改正（法案提出11/9、成立11/18）
- ・ 令和5年1月 福岡市の離島振興計画（案）を県へ提出
- ・ 令和5年3月 離島振興基本方針を国が告示
福岡県離島振興計画策定
- ・ 令和5年4月 改正離島振興法施行

4. 福岡市の離島振興計画（案）の概要

（1）基本情報（玄界島・小呂島）

玄界島は本土から市営渡船で35分（航路距離約18km）、小呂島は65分（航路距離約40km）に位置している。

両島における**基幹産業は漁業**であり、近年は魚価低迷や燃料費の高騰により、**経営環境は厳しさを増している**。また、この10年間は若い世代の人材流出が目立ち、島の担い手が不足している。



R2国勢調査	玄界島(H22比較)	小呂島(H22比較)
人口総数	353人 (-174人)	158人 (-31人)
15-64歳	153人 (-166人)	95人 (-31人)
65歳以上	172人 (+18人)	43人 (+3人)

（2）施策の方向性（玄界島・小呂島）

◆産業/雇用・就業分野

- ・ 漁場造成や種苗放流など**資源管理型漁業**を推進する。
- ・ **新たな加工品の開発**や**販売促進**に取り組み、ブランディングにつなげる。

◆生活環境分野

- ・ 移住希望者等を受け入れるため、**市営住宅の利活用**をする。

◆医療/福祉分野

- ・ 現在の**医療提供体制**を継続しつつ、**遠隔医療の活用**など検討する。
- ・ **保育士の安定的な確保**に取り組む。
- ・ 高齢になっても元気で生きいきと暮らせるよう**介護予防事業**に取り組む。

◆人材分野

- ・ 地域おこし協力隊などの**関係人口を巻き込み**、**島づくり協議会等の島民主体の取組み**を支援する。

◆教育分野

- ・ **島外からの児童生徒を受け入れる環境の構築検討**や特色ある学校づくりを推進する。

◆交通/情報通信分野

- ・ **ドローン**や**自動配送ロボット**を活用した配送サービス等について、関係機関と連携して研究する。
- ・ **新たな情報通信サービス**の情報を収集し、動向を見ながら今後検討を行う。

など